

議案第45号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「28,320円」を「22,680円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「28,320円」を「22,680円」に、「47,160円」を「37,680円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「28,320円」を「22,680円」に、「54,720円」を「52,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。